

ウェブサイト委員会内規

1. ウェブサイト委員会は、広報担当常任幹事を含めて分科会会員若干名で構成する。
2. ウェブサイト委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
3. ウェブサイト委員は薄膜・表面物理分科会常任幹事会の討議を経て決定する。
4. ウェブサイト委員会の委員長には薄膜・表面物理分科会常任幹事が就任する。
5. ウェブサイト委員会は、公式ウェブサイトの運営・管理を行う。
6. 薄膜・表面物理分科会幹事会は必要と認めた場合、その議決により本内規を改正することができる。

附則 本内規は2015年12月26日より実施する。

ウェブサイト委員会 申し送り事項

1. 公式ウェブサイトは、本分科会の活動および公共の利益に資する内容のみを掲載する。
2. 薄膜・表面物理分科会常任幹事会（以下常任幹事会）は、ウェブサイト掲載内容の削除または変更を指示することができる。
3. 本委員会は、記事掲載の依頼について常任幹事会に諮ることができる。
4. 本委員会は、外部からの悪意ある攻撃に対して危険を最小限にするよう努力する。
5. 公式ウェブサイトに問題が生じた場合は、委員の判断をもって適宜対処する。
6. ウェブサイト維持の経費は、常任幹事会で諮る。

編集委員会内規

1. 編集委員会は、編集担当常任幹事を含め分科会会員若干名で構成する。
2. 編集委員の任期は2年以内とし、毎年半数ずつ交代を基本とする。
3. 編集委員は薄膜・表面物理分科会常任幹事会の討議を経て決定する。
4. 編集委員会の委員長には任期2年目の編集担当常任幹事が就任する。
5. 編集委員会は、NEWS LETTER の企画を行い、薄膜・表面物理分科会常任幹事会に提案する。
6. 薄膜・表面物理分科会幹事会は必要と認めた場合、その議決により本内規を改正することができる。

附則 本内規は、2015 年 12 月 26 日より実施する。

国際会議委員会内規

1. 国際会議委員会は、常任幹事2名のほかに、薄膜・表面物理分科会が開催する国際会議ごとに分科会会員より担当委員を置き、若干名で構成する。
2. 国際会議委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
3. 国際会議委員会の委員は薄膜・表面物理分科会常任幹事会の討議を経て決定する。
4. 国際会議委員会の委員長には任期1年目の庶務担当常任幹事が就任し、また副委員長には任期2年目の会計担当常任幹事が就任する。
5. 国際会議委員会は、各国際会議の開催準備状況、活動状況を把握し、常任幹事会へ報告する。
6. 薄膜・表面物理分科会幹事会は必要と認めた場合、その議決により本内規を改正することができる。

附則　本内規は2015年12月26日より実施する。

国際会議委員会申し送り事項

1. 2015年12月26日現在、薄膜・表面物理分科会が開催する国際会議は International Conference on Atomically Controlled Surfaces, Interfaces and Nanostructures (ACSIN)、International Colloquium on Scanning Probe Microscopy (ICSPM)、International Workshop on DIELECTRIC THIN FILMS FOR FUTURE ULSI DEVICES (IWDTF)、Symposium on Surface and Nano Science (SSNS)である。

特別研究会委員会内規

1. 特別研究会委員会は常任幹事 2 名のほかに、分科会で主催または共催する特別研究会ごとに分科会会員より担当委員を置き、若干名で構成する。
2. 特別研究会委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。
3. 特別研究会委員会の委員は薄膜・表面物理分科会常任幹事会の討議を経て決定する。
4. 特別研究会委員会の委員長には任期 1 年目の庶務担当常任幹事が就任し、また副委員長には任期 2 年目の会計担当常任幹事が就任する。
5. 特別研究会委員会は、各特別研究会の開催準備状況、活動状況を把握し、常任幹事会へ報告する。
6. 薄膜・表面物理分科会幹事会は必要と認めた場合、その議決により本内規を改正することができる。

附則 本内規は 2015 年 12 月 26 日より実施する。

特別研究会委員会申し送り事項

1. 2015 年 12 月 26 日現在、薄膜・表面物理分科会が主催または共催する特別研究会は電子デバイス界面テクノロジー研究会、LSI 配線における原子輸送および応力問題研究会、イオンビームによる表面・界面解析研究会、走査型プローブ顕微鏡研究会である。